

学校法人聖路加国際大学 内部監査細則

(目的)

第1条 学校法人聖路加国際大学（以下「法人」という）は、法人設置目的に沿った健全で効率的な経営の実現と維持を図るため内部監査制度を設ける。

(内部監査担当部署と所属)

第2条 法人は内部監査を担当する部署として内部統制・監査室を設置し、理事長の直属とする。

2 内部統制・監査室に必要な人員を置く。

(内部監査員と監査補助者)

第3条 理事長は、内部統制・監査室役職員およびその他の教職員の中から、内部監査を行う者を内部監査員に任命する。

2 内部監査員は、専門的分野に関する監査の際には職業的専門家の意見を聞くことができる。また、必要に応じて教職員の監査補助者をおくことができる。

(内部監査員の責務)

第4条 内部監査員は、監査を行うにあたり、独立不偏の立場を堅持し、第1条の目的達成のため誠実にその責務を果たさなければならない。

(監査の範囲)

第5条 内部監査の範囲は、次の各号に掲げる内容を含め、原則として法人のすべての業務活動とする。

- (1) 業務監査 業務の管理運営・執行等の効率性、適法性および組織・制度・規程等の妥当性に関する監査
- (2) 会計監査 予算執行・会計処理・財務管理等の効率性および適法性に関する監査
- (3) 公的研究費に係る監査 公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金の管理運営等の適法性および規程等の妥当性に関する監査

(監査の区分)

第6条 内部監査は、通常監査と特命監査に区分する。

2 通常監査は、次条の年度監査計画にしたがって実施する。

3 特命監査は、公益通報等があった場合等必要に応じて理事長の命によりこれを実施する。

(監査計画)

第7条 内部監査員は、通常監査を行うにあたり、年度監査計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

(監査の実施)

第8条 内部監査員は、内部監査を受ける部署および教職員等（以下、「監査対象部署等」という）に対し、監査に必要な範囲で書類調査、実地調査、聞き取り調査その他適切な方法による調査をすることができる。

2 内部監査員は監査の際、監査対象部署等の日常業務の妨げにならないよう留意しなければならない。

(監査対象部署等の協力)

第9条 監査対象部署等は、内部監査を受けるときは、関係資料の提出、報告、説明等必要な協力をしなければならない。

(会議への出席等)

第10条 内部監査員は、内部監査の円滑な実施のために必要があると認められるときは、理事長の承認を得て、必要な会議に出席し、または当該議事録を閲覧することができる。

(監査の報告)

第11条 内部監査員は、監査の結果をすみやかに理事長に報告しなければならない。

(改善意見)

第12条 内部監査員は、監査の結果にもとづき、理事長に業務の改善について意見を述べることができる。

(改善等の指示)

第13条 理事長は、内部監査員の報告および意見に基づき改善等の措置が必要と判断したときは、内部統制・監査室を通じてまたは直接に、監査対象部署等の責任者に対して、業務改善等の措置をとるよう指導助言または指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた監査対象部署等の責任者は、遅滞なく必要な措置を行い、内部統制・監査室を通じて理事長に報告しなければならない。

(監事への報告等)

第14条 内部監査員は、第11条に定める監査報告の内容を定期的に監事に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、随時報告を行うものとする。

- 2 内部監査員は、常に監事および法人の監査を行う監査法人との情報の交換等連携の強化に努めるものとする。

(守秘義務)

第15条 内部監査員および監査補助者は、業務上知りえた事項を他に漏らし、または窃用してはならない。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附則

1. この規程は、2008年2月27日から施行する。
2. 改定：2013年2月27日（第12条・改廃）
3. 改定：2014年4月1日（全面改定）